

# 平成22年6月1日から

# 『事業所税』の課税が始まります

前橋市

## 1. 課税団体の指定及び課税開始について

前橋市は、人口30万人以上の指定都市等で課税が行われている『事業所税』の課税団体に、平成21年12月11日付けで指定されました。

これにより、平成22年6月1日（以下「適用日」）から『事業所税』の課税が始まります。

具体的には適用日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び適用日の属する年以後の年分の個人の事業について適用となるため、法人については平成22年6月1日以後に終了する事業年度分の事業について、また、個人については平成22年分の事業について事業所税が課税対象となります。

## 2. 事業所税とは

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税であり、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」の2種類によって構成されています。

なお、事業所税は道府県（都）税である法人や個人の事業税とは異なります。

## 3. 事業所税を納めていただく方（納税義務者）

前橋市内の事業所等（事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫、作業場など）において、一定規模を超える事業を行っている法人又は個人です。

◎資産割・前橋市内で、使用する事業所等の床面積の合計が1,000平方メートルを超える規模で事業を行う法人又は個人

◎従業者割・前橋市内の事業所等の従業者数の合計が100人を超える規模で事業を行う法人又は個人

※資産割・従業者割のどちらか一方又は両方ともに課税となる場合があります。

## 4. 事業所税がかからない方（免税点以下）

前橋市内の事業所等の合計床面積や従業者の総数が一定規模以下のときは課税されません。

◎資産割・前橋市内で、使用する事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル以下の規模で事業を行う法人又は個人

◎従業者割・前橋市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下の規模で事業を行う法人又は個人

なお、免税点の判定について以下の点にご注意ください。

- ・資産割又は従業者割のどちらか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて申告納付が必要になります。
- ・課税標準の算定期間の末日の現況から非課税部分（勤労者の福利厚生施設で政令で定めるものなど）を除いた数値を基に判定します。
- ・同一家屋内に親族や同族会社等の特殊関係者がある場合は、その特殊関係者の事業所等を含め判定します。（みなし共同事業）
- ・免税点は基礎控除ではありませんのでご注意ください。

（裏面あり）

## 5. 事業所税のしくみ

事業所税には「資産割」と「従業者割」があります。それぞれについて前橋市内に所在する全ての事務所、事業所等を合算して、おおむね次のような内容で課税されます。

項目	資産割	従業者割
課税客体	市内の事業所等で行われる事業	
納税義務者	市内の事業所等で事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積(借り受けている分を含む)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額(賞与を含み、退職金は除く)
課税標準の算定期間	法人・・・事業年度 個人・・・1月1日～12月31日	
税率	1平方メートルにつき 600円	従業者給与総額の100分の0.25 (100分の0.25=0.25%)
免税点  (事業所税がかからない方)	市内の事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル以下	市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下
	※免税点の制度は、基礎控除ではありません。免税点を超えると、超えた分だけでなく、全体が課税対象となります。 ※免税点を超えるかどうかは、課税標準の算定期間の末日現在の状況で判定します。 ※事業所単独では免税点以下であっても、みなし共同事業に該当することにより免税点を超える場合がありますのでご注意ください。	
納付方法	申告納付 ※税金を納めていただく方がご自分で税額を計算して、申告と納付をしていただくこととなります。 なお、不申告加算金や過少申告加算金、重加算金の制度がありますので、ご注意ください。	
申告納付の時期	法人・・・事業年度終了の日から2か月以内(延長制度はありません) 個人・・・翌年の3月15日まで	

(注) 資産割又は従業者割のどちらか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて申告納付が必要になります。

## 6. 事業所税の用途

次の事業に要する費用に充てなければならないとされています。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業
- 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必用な事業で政令で定めるもの

### ●問い合わせ先

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 市民税課 諸税係

直通電話 027-898-5961 代表電話 027-224-1111 内線 2961

※本市ホームページにも関連記事を掲載しています。 <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>